

＜一般委託＞

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

馬門山墓地等樹木植栽管理業務委託(一般委託)仕様書

馬門山墓地等樹木植栽管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	馬門山墓地、平作旧陸軍墓地、浦郷官修墳墓の樹木植栽の適正な管理及び清掃
2	履行期間	契約日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市根岸町1丁目27番地ほか
4	業務内容	別紙「業務内容内訳書」及び「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	—
6	関係法規	—
7	資格要件	—
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	3ヶ月毎に、完了した業務について、受託者が提出する完了届及び請求書に基づき、委託料を支払う。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準じた処理を行うこと。 ・業務関係者に業務上の負傷その他事故が発生した場合、その事由のいかんを問わず委託者はその責を負わない。 ・受託者は、業務従事中に、通路等の滅失破損その他委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰することのできない事由のときはこの限りでない。 ・この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を報告しなければならない。 ・業務にあたっては、通行者、近隣住民等に迷惑のかからないよう十分注意し、また、業務の遂行にあたっては安全を期すること。 ・年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。 ・なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。 ・その他この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	健康部健康総務課 電話:046-824-7502

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	--

業務内容内訳書

(別紙)

1 馬門山墓地

業務内容	場所	説明	業務回数及び業務月	面積等
① 草刈り	通路部分	A、B、C地区墓地(空区画含む)、参道周辺、休憩所、管理棟周辺、フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年4回(7,8,9,11月)	6,840㎡(4×1,710㎡)
	海軍墓地	3箇所(上段、中段、下段)フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年4回(7,8,9,11月)	7,440㎡(4×1,860㎡)
	その他1	根岸町1-3-13~30東~西側周辺の斜面地フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年1回(8月)	1,700㎡(擁壁上から約8m)
	その他2	根岸町2-15-12~16西側周辺の斜面地フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年1回(8月)	650㎡
	その他3	入り口の右手の斜面地(頂上より南側)フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年1回(8月)	641㎡
	その他4	根岸町2-15-2~3南側周辺の斜面地フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年1回(9月中旬)	650㎡
	その他5	根岸町2-16-12~21北側急斜面地フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年1回(10月)	800㎡(下から約6m)
	その他6	入り口から海軍墓地下段にかけての通路南側斜面地、フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年2回(7月、10月)	2,000㎡(2×1,000㎡)
その他7	根岸町1-6-16東側からA地区墓地下段の斜面地フェンス際の越境枝及び人力仕上げを含む	年1回(10月)	1,500㎡	
② 生け垣・中低木刈	入口、参道周辺	つつじ、つげ、あじさい、つばき	つつじ、つげ、あじさい(7月) つばき(3月)	1,168㎡(220㎡+7㎡+1㎡+940㎡)
③ 清掃	通路部分	A、B、C地区墓地(空区画含む)、参道周辺、休憩所、管理棟周辺のフェンス際まで含むU字溝(隣接地5㎡含む)	年11回(7月~3月各月1回、ただし10・11月のみ月2回実施)	18,865㎡(11×1,715㎡)
	海軍墓地	3箇所(上段、中段、下段)	年11回(7月~3月各月1回、ただし10・11月のみ月2回実施)	20,460㎡(11×1,860㎡)
	ごみ集積所	A、B、C地区墓地のごみ集積所及びトイレ脇、管理棟側水汲み場脇のポリバケツのゴミ回収と分別処理	年11回(7月~3月各月1回、ただし10・11月のみ月2回実施)	9箇所(トイレ1、水汲み場1、A地区4、B地区2、C地区1)
④ 薬剤散布	全体	つばき等に対するチャドクガ対策(薬剤は特に指定しないが、チャドクガ発生防止に効果があり、異臭等の少ない周辺住民に配慮のできるものを使用すること)	年2回(7月、10月)	500㎡(2×250㎡)
⑤ ヤゴ・胴吹き除去	通路部分	入り口から海軍墓地下段にかけての通路南側斜面地	年1回(8月)	21本(さくら10本、カエデ6本、ほか5株)
⑥ 雑草等除去	石垣	入り口のトイレ先の石垣部分(はしご除草)	年2回(7月、10月)	68㎡(2×34㎡)

2 平作旧陸軍墓地(平作官修墓地)

① 墓地内草刈り	全体	—	年1回(10月)	567㎡
② 墓地内清掃	全体	—	年1回(10月)	567㎡
③ 中高木刈	全体	—	年1回(10月)	200㎡
④ 薬剤散布	全体	つばき等に対するチャドクガ対策	年2回(7月、10月)	500㎡(2×250㎡)

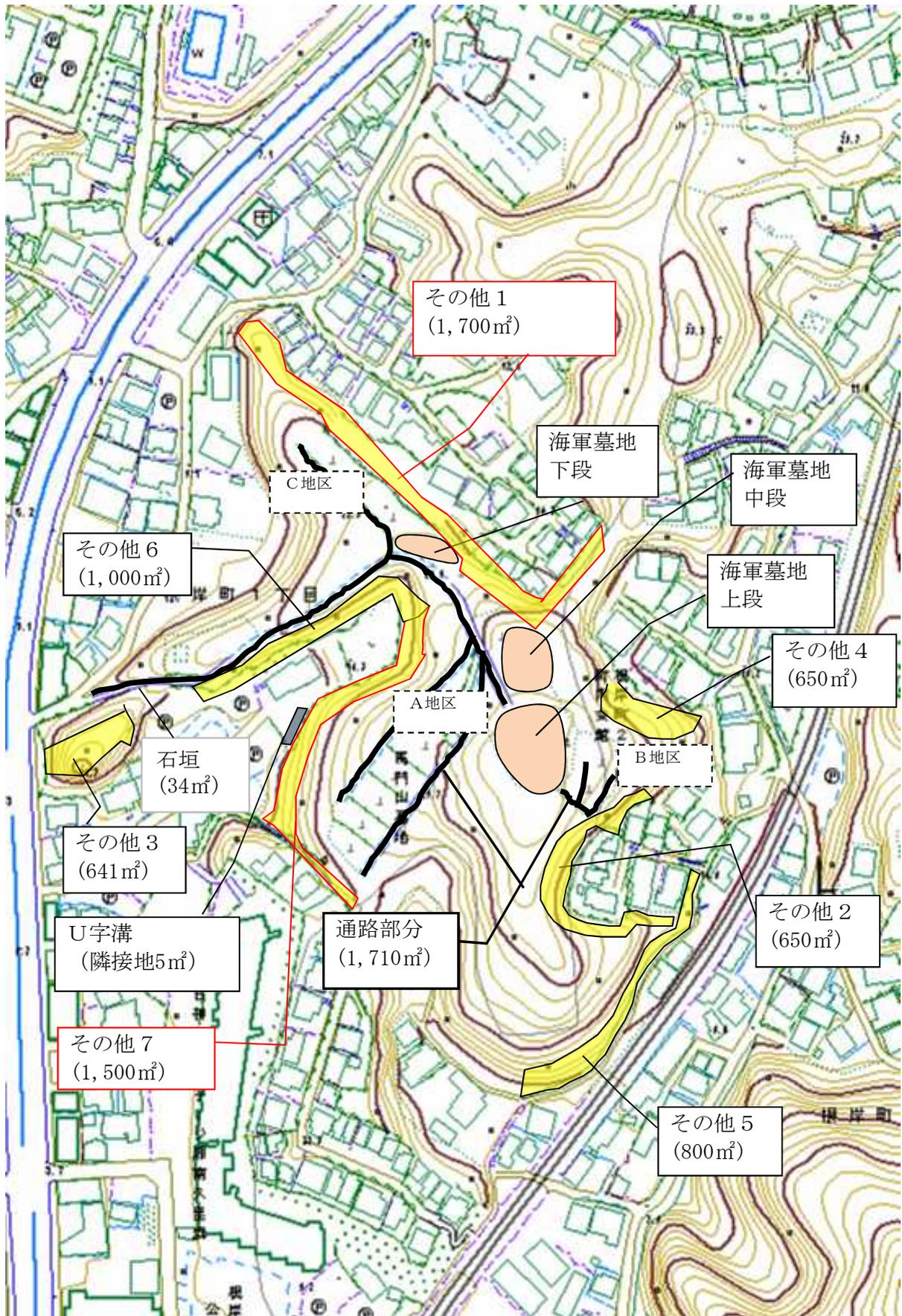
3 浦郷官修墳墓

① 薬剤散布	全体	つばき等に対するチャドクガ対策	年1回(10月)	50㎡
--------	----	-----------------	----------	-----

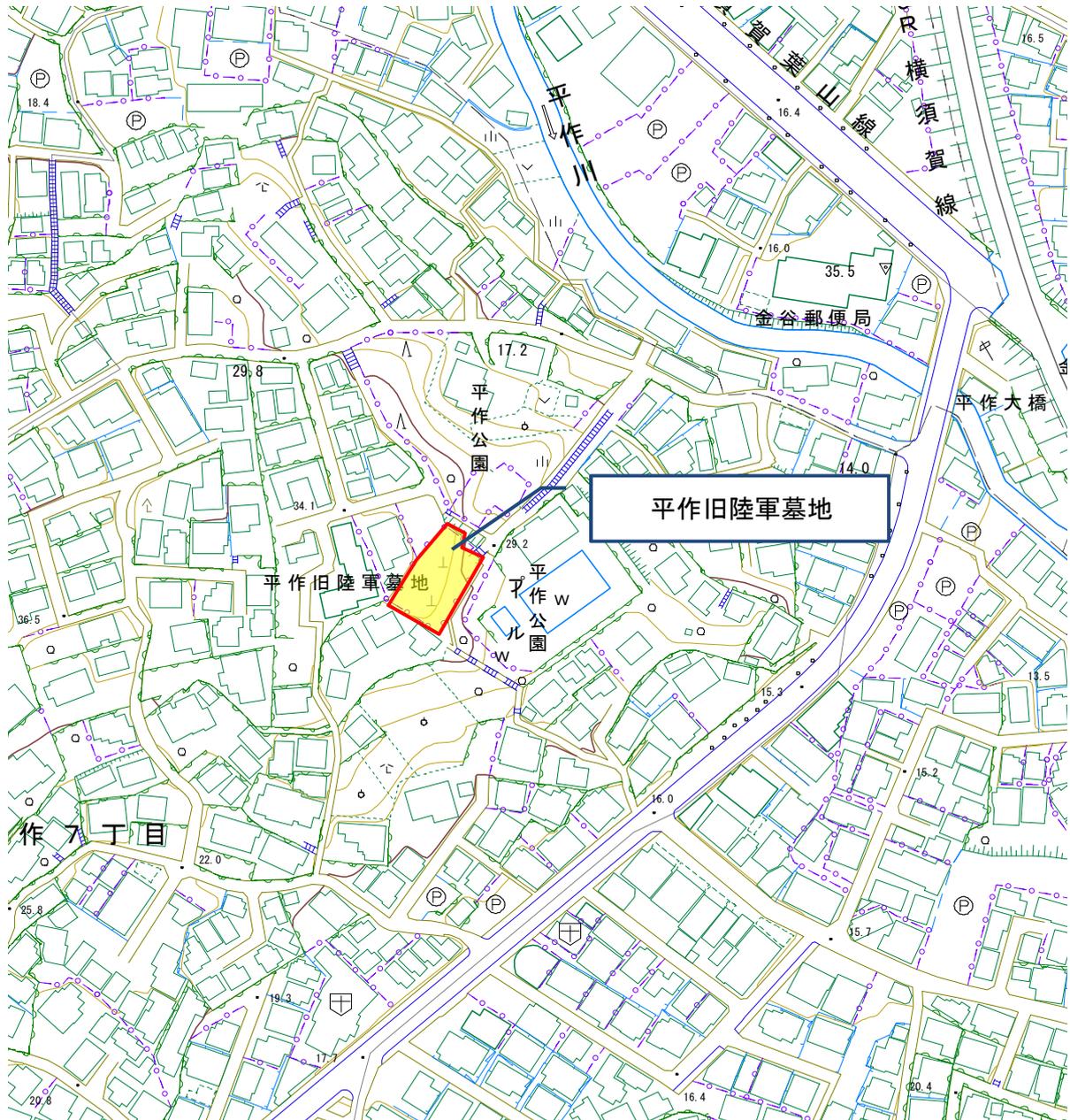
4 その他

- (1)7月、8月の業務については、お盆期間の前日(各月12日)までに完了すること。
- (2)9月、3月の業務については、お彼岸期間の前日(秋分の日及び春分の日)の4日前)までに完了すること。
- (3)10月の平作旧陸軍墓地(平作官修墓地)業務については、墓前祭の前日までに完了すること。
墓前祭開催予定日 ・ 平作旧陸軍墓地 10月10日(土) 予定

馬門山墓地 草刈り等位置図



平作旧陸軍墓地 位置図



浦郷官修墳墓 位置図



馬門山墓地等樹木植栽管理業務委託特記仕様書

1 目的

馬門山墓地、平作旧陸軍墓地、浦郷官修墳墓内の樹木植栽等を良好な状態に維持できるように、樹木等の剪定や除草、清掃などを行い、適正に管理することを目的とする。

2 施工場所

- (1) 馬門山墓地（横須賀市根岸町1丁目27番地）
- (2) 平作旧陸軍墓地（横須賀市平作7丁目3120番地、市営平作プールの上）
- (3) 浦郷官修墳墓（横須賀市浦郷町5丁目3903番地3、市営浦郷改良アパート付近）

3 履行期間

契約日から令和3年3月31日

4 一般事項

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。特に、市民要望等で緊急を要する業務内容は原則として、監督員からの指示後、早急に作業に着手すること。
- (2) 業務実施に当たっては、年間植物管理業務であることを理解し、業務の適正な履行に最大限努めること。また、事前に作業月ごとの工程表を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (3) 樹木植栽管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、墓地利用者や通行者、近隣住民等に迷惑のかからないよう、安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に直ちに監督員に報告すること。
なお、墓石・通路などにも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたす恐れのないよう、十分注意して万全の策を講ずること。
- (5) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (6) 廃棄物等の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準じた処理を行うこと。
- (7) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、小運搬等が含まれている。
- (8) 受託者は墓地の美化に努めること。

- (9) 業務関係者に業務上の負傷その他事故が発生した場合、その事由のいかんを問わず委託者はその責を負わない。
- (10) 受託者は、業務従事中に、通路等の滅失破損その他委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰することのできない事由のときはこの限りでない。この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を報告しなければならない。
- (11) 樹木植栽管理時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (12) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、別途協議するものとする。

5 業務内容

仕様書参照

6 業務仕様

- (1) 笹・竹伐採は地際で、また、ワイヤーがある時はワイヤー際で行うものとし、切り口は危険が無いように適切な処理をすること。
- (2) 植栽の刈込み作業に当たっては、鋭利な切断面が生じないように切戻しなどの適切な作業を行うこと。
- (3) 草刈りや刈り込みで発生した雑草や枝等は細かく裁断して、その日のうちに処理場に運び込むこと。やむなく処理できない場合には、墓地利用者の妨げとならない場所に一時仮置きし、その際、草などが飛散しないようシート等で覆っておくこと。
- (4) 清掃の際は墓地内のごみ置き場も併せて清掃すること。
- (5) 草刈りは、施工面積が広い箇所では肩掛け式草刈り機を使用することを可とし、機械草刈りができない場合には、人力草刈りとする。
- (6) 平地での作業は、繁茂している雑草を地際より、また、ワイヤーがある時はワイヤー際より丁寧に刈り取ること。法面での作業は、表土の崩落を防ぐため、地際より多少残して刈り取ること。なお、周辺の樹木等を傷つけないよう十分注意すること。
- (7) 海軍墓地上段の芝刈りについては、機械刈りとし、踏圧による芝生損失を減らすため、刈込高には注意すること。
- (8) 人力草取りについては、雑草の繁茂状況が中密生の場合を基準とし、芝生地内に発生した雑草を根まで抜き取る作業であるが、芝に損傷を与えないように注意すること。
- (9) 急傾斜地での作業は、十分に安全に配慮し、急傾斜地下の住宅等に迷惑とならないよう、場合によってはお知らせの配布などを行うこと。
- (10) 作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、発生材等ごみがないようにすること。

7 その他

- (1) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。
- (2) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の瑕疵事項については、受託者の負担により処理すること。